

# 赤ちゃんが生まれたら



## 出生届の提出

市民課 ☎21-8772

赤ちゃんが生まれたら、市役所市民課へ出生届を提出しましょう。

届出期間	生まれた日を含めて14日以内
届出人	子の父または母（父母以外が来庁する場合でも、届出書は子の父または母が署名してください。）
届出地	父母の本籍地・父母の住所地・出生地のうち、いずれかの市区町村役場
受付場所	市役所市民課（本館1階108番窓口） ※市民窓口センターや公民館では届出できません。
受付時間	平日 8:30~17:00 毎月第4土曜日 8:30~12:00 ※年末年始 12/29~1/3は除く
必要なもの	届出書（医療機関で発行します）、母子健康手帳
マイナンバー（個人番号）について	出生により住民票ができた方には、マイナンバー（個人番号）をお知らせする通知（個人番号通知書）が世帯主あてに簡易書留で随時郵送されます。 なお、この通知は「マイナンバー（個人番号）を証明する書類」とはなりません。「マイナンバーを証明する書類」が必要な場合には、「マイナンバーカード」を取得いただくか、マイナンバー入りの「住民票の写し」が必要になります。

### ☆出生連絡票☆

赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳についている「出生連絡票」を提出しましょう。出生届と一緒に市民課に提出、または保健センターへ郵送してください。

お問い合わせはひらつかネウボラルームはぐくみ

☎59-9570、59-9571 へ。



## 健康保険の加入

保険年金課 ☎21-8776

国民健康保険に加入している方にお子さんが生まれた場合、市役所保険年金課でお子さんの加入手続きが必要です。

会社などの健康保険に加入されている場合は、職場で手続きを行ってください。



## 出産育児一時金

保険年金課 ☎21-8776

国民健康保険に加入している方が出産した場合、原則50万円が平塚市国民健康保険から病院へ支払われます（直接支払制度）。

※出産育児一時金の金額は法令改正等により変更になる場合があります。

○出産費用が支給額を超えた場合は、超過分を病院にお支払いください。

なお、市役所保険年金課への申請は不要です。

○出産費用が支給額未満の場合は、差額分を市役所保険年金課へ申請してください。

○直接支払制度を利用せず、出産費用を病院にお支払いいただいた場合は、平塚市国民健康保険から出産育児一時金を受け取ることができます。

詳細は市ウェブをご覧ください。

なお、会社などの健康保険に加入されている場合は、職場でご確認ください。

保険年金課



## 産前産後期間の国民年金保険料免除制度

☎21-8777

国民年金第1号被保険者の方は、産前産後の一定期間について保険料が免除となります。免除が承認された期間は保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映されます。

出産予定日の6か月前から届出可能です。（出産日が平成31年1月31日以前の方は対象となりません。）詳しくはお問い合わせください。



### ○●児童手当●○

15歳に達する日以後の最初の3月31日まで（中学校を卒業するまで）の児童を監護している父または母（もしくは養育者）に、支給される手当です。申請をすると、翌月分から支給されます。生計中心者の所得に応じて、本則給付と特例給付があります。所得上限限度額以上の場合は支給されません。

※公務員の方は勤務先に申請してください。

### ○●児童扶養手当●○

父母の離婚や死亡などによるひとり親家庭や、父または母が政令に定める程度の障がいの状態にある家庭で、児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある方または20歳未満で一定の障がいのある方）を監護している父または母（もしくは養育者）に支給される手当です。

※支給要件や所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。

### ○●特別児童扶養手当●○

政令で定める程度以上の知的障がいや身体障がいなど（内部障がいを含む）をお持ちの児童（20歳未満）を監護している父または母（もしくは養育者）に支給される手当です。

※所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。



## 小児医療費の助成制度

こども家庭課 ☎21-9844

平塚市では、子どもたちの健全な育成支援と健康の増進を図るため、子どもが病気やケガなどで医療機関などにかかったとき、保険診療の自己負担分を助成しています。

ただし、他の医療費給付制度の助成を受け、医療費が無料となっているお子さんは、この制度の対象になりません。詳しくはお問い合わせください。

対象年齢	助成対象	所得制限	医療証の発行	助成方法
0歳 ～ 中学生	入院 通院	なし	あり	健康保険証と医療証を医療機関などに提示すると、保険診療の自己負担分を市が助成します。



## 養育医療給付

こども家庭課 ☎21-9844

お子さんが未熟児でお生まれになったときに、指定養育医療機関の医師が入院治療の必要を認めたとときの医療費を助成しています。

詳しくはお問い合わせください。



## ひとり親家庭等の医療費助成制度

こども家庭課 ☎21-9844

父母の離婚や死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、20歳未満で高等学校（通信教育課程を含む）に在学または一定の障がいのある方）を監護しているひとり親家庭の父または母（もしくは養育者）及びその児童の医療費にかかる保険診療の自己負担分を助成しています。

※所得制限があります。詳しくはお問い合わせください。



## こんにちは赤ちゃん訪問 健康課（保健センター）☎55-2111

東豊田 448-3

赤ちゃんが生まれたすべての家庭に、専門のスタッフが訪問します。無事に出産を終え、自宅で育児がスタートすると、何もかも初めてのことで心配事がたくさん…。そんなお母さん・お父さんの悩みをご相談ください。

対 象：生後0か月から4か月までの赤ちゃんのいる家庭

※長期に里帰りをする方は、ご連絡ください。

事前のご連絡をせずに訪問することもございますのでご了承ください。



## 産後ルーム「ママはぐ」 健康課（保健センター）☎55-2111

東豊田 448-3

4か月以内の乳児がいる初産婦で、育児に不安がある方または日中赤ちゃん二人になりがちな方を対象に、お母さん同士の交流や赤ちゃんとのふれあい遊びを通し、仲間づくりをしませんか。

管理栄養士が作ったお昼ごはんを提供します。

※予約制です。参加ご希望の方は、お電話でお問い合わせください。



## 産後メンタルヘルス相談 健康課（保健センター）☎55-2111

東豊田 448-3

産後は生活リズムも激変し、ストレスを感じることも多くなります。

気持ちが沈んでいる、イライラが強い、出産まではできていたことが上手くできない、眠れない…等感じている方（産後1年以内）を対象に、臨床心理士による個別相談を行います。

※相談ご希望の方は、お電話でお申し込みください。

## 産後ケア事業

健康課（保健センター）



### （ショートステイ・デイサービス）

☎55-2111

東豊田 448-3

出産後の体調に不安があり、サポートが得られないお母さんが医療機関や助産院によるケアを受け、体調の回復・育児の不安を解消するためのサービスです。

対 象：市内在住の産後 4 か月未満（36 週 6 日までに出産した方は修正月齢で 4 か月未満）の母子で家族等からの支援が受けられない、出産後の体調不良や育児不安のある方

サービス内容：お母さんのケア

（母体の健康状態のチェックや乳房ケア・心理的ケア）

赤ちゃんのケア（健康状態のチェックや体重測定など）

授乳や育児方法等の相談などお母さんとお子さんの状況に合わせて提供します。

利 用 料 金：住民税課税世帯の場合

ショートステイ（1 泊 2 日）18,000 円

（1 泊増える毎 9,000 円）

デイサービス（6 時間）4800 円

デイサービス（3 時間）3000 円

利 用 回 数：7 回まで

（各サービスを組み合わせて最大 7 回分

…ショートステイ 1 泊 2 日で 2 回分となります）

利 用 方 法：事前申請が必要です。市ウェブからの電子申請あるいはネウボラルームはぐくみでの申請をお願いします。



ブックスタートは、絵本をとおして、赤ちゃんとお母さん・お父さんが楽しいふれあいのひとときを持つことを応援する運動です。

対 象：1歳未満の赤ちゃんとその保護者の方  
(生後4～7か月がおすすめです。)

内 容：赤ちゃんとの絵本の楽しみ方などをお話しし、絵本の入ったブックスタートパックをプレゼントします。

日程・会場：広報ひらつかのほか、図書館ウェブをご覧ください。

図書館については34ページをご覧ください。

